

パブリックコメント制度

むつ市障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画（素案）について

【意見募集期間】

令和6年1月12日（金）～ 2月13日（火）

【お問い合わせ先】

福祉部 障がい福祉課

電話 0175-22-1111（内線 2593）

むつ市

パブリックコメントにあたって

「むつ市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に定められた市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に定められた市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に定められた市町村障害児福祉計画として策定する計画です。

平成30年3月に策定された「むつ市障害者計画」、令和3年3月に策定された「むつ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、障害福祉計画等策定委員会で現在策定中のものです。

このたびのパブリックコメントは、むつ市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下「むつ市第7期障がい福祉計画等」とします。）（素案）に対して、市民の皆様から幅広くご意見を伺うものです。

【目次】

- 「むつ市第7期障がい福祉計画等」（素案）の概要・・・・・・・・・・ 2P
- 意見の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P
- パブリックコメント用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4P

■むつ市第7期障がい福祉計画等（素案）の概要

1 趣旨

障がい者施策は、幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障がいの内容や置かれた状況も多様であり、障がい者や介護者の高齢化により、支援ニーズも多様化しています。

今回、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る国の基本指針の見直しが行われ、その中で、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすための施策や、多様なニーズに対応できる体制づくりが求められています。

市では、むつ市第7期障がい福祉計画等を策定し、計画的に障がい者施策を推進するための取り組み、国の基本指針に即した成果目標を設定し、地域における障害福祉サービス等の見込量の推計を行っています。

2 計画期間

障がい者計画・・・令和6年度から令和11年度まで

第7期障がい福祉計画・第3障がい児福祉計画・・・令和6年度から令和8年度まで

3 計画の構成

第1部 計画の基本事項

計画の位置づけと計画期間、障がいのある人を取り巻く環境や現況

第2部 計画の基本的な考え方

計画の基本理念、計画課題と基本目標、施策体系

第3部 障がい者計画

基本目標1 障がいへの理解と交流・配慮のある地域づくり

基本目標2 地域で自立をめざせる生活支援の充実

基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現

基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり

第4部 第7期障がい福祉計画

第6期計画の進捗、第7期計画の成果目標とサービス見込み量

第5部 第3期障がい児福祉計画

第2期計画の進捗、第3期計画の成果目標とサービス見込み量

第6部 計画の推進

計画の推進体制、計画の推進における連携

4 検討経過

- 令和5年 8月～9月 障がい者（児）本人・家族へのアンケート調査実施
- 令和5年10月 事業所等へのヒアリングシート調査実施
- 令和5年10月 第1回障害福祉計画等策定委員会開催
- 令和5年12月 第1回障害福祉計画等策定検討委員会開催
- 令和5年12月 第2回障害福祉計画等策定委員会開催

■意見の提出方法

1 募集期間

令和6年1月12日（金）から令和6年2月13日（火）まで

2 あて先

福祉部 障がい福祉課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール mt-shougai@city.mutsu.lg.jp

(2) ファックス 0175-22-5044

(3) 郵送・持参

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市福祉部 障がい福祉課

- ・ 電話や来庁による、口頭でのご意見はお受けできません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後、ご意見に対する考え方とともに、整理した上で速やかに公表します。
- ・ 個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

パブリックコメント用紙

案 件 名	むつ市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について
住 所 <small>(団体は団体の事務所の所在地)</small>	〒
氏 名 <small>(団体は団体名と代表者名)</small>	
電 話 番 号	() ー
提出者の区分 <small>(該当する番号に○をつけてください)</small>	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご 意 見 の 内 容

※ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。

※ご意見の欄が足りないときは、用紙（様式不問）を追加してください。

【提出先・お問い合わせ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市福祉部 障がい福祉課

電話 0175-22-1111（内線 2593） ファックス 0175-22-5044

電子メール mt-shougai@city.mutsu.lg.jp